

◇泉 美和子 君

○議長（伊藤福章君） 次に、8番泉 美和子君の一般質問を許可いたします。8番泉 美和子君、登壇願います。

（8番 泉 美和子君 登壇）

○8番（泉 美和子君） 私は三つの問題について一般質問をいたします。

初めに、障害者自立支援法の対応についてお伺いいたします。

障害者自立支援法が10月から本格施行となります。既に、4月から原則1割の応益負担が導入され、大幅な利用者負担増による施設からの退所や報酬の激減による施設経営の悪化など、深刻な問題点が噴出しています。NHKテレビでも自立支援法の実施で福祉の現場に異変などと、負担増で施設を退所せざるを得なくなった実態などが放映されていましたが、障害者自立支援法は、障害者の自立を阻み、生存権の侵害ともいうべき深刻な問題を引き起こしています。

厚生労働省が6月下旬に実施した自治体アンケート調査では、半数を超す都道府県が利用者負担増による退所者、利用抑制の事態が生まれていると報告していますが、当町での状況はどうでしょうか。障害者福祉施設への通所をやめたり、退所したりといった事態はないのかどうか、具体的に状況をお伺いいたします。

10月からは、市町村の事務事業である障害程度区分認定とこれに基づく支給決定、地域生活支援事業の開始などが始まり、自治体の責任も一層問われることとなります。知的及び精神障害者の障害程度区分認定において、第1次判定における国の106項目の質問項目では、適正に判定されず、低くなるおそれがあるなどの不安の声が出されていますが、どのような問題があると認識していますか。判定結果に基づき、退所などの問題が生じる場合の受け皿と今後の対応についてお伺いいたします。

地域生活支援事業の実施に当たり、その内容と詳細をお伺いいたします。

また、この事業の利用料について、1割の応益負担ではなく、独自軽減策をとる自治体が相次いでいます。長野県の上田市では、原則5%の負担で、事業によっては住民税非課税世帯は無料。また、埼玉県では、手話通訳などについて聴覚障害者への情報保障であり、有料化にはなじまないとして、従来どおり利用者負担を求めない。このように文書でまとめています。また、川崎市 や京都市なども無料の方針をとっています。利用料は障害者の立場に立ち、応益負担の原則に基づく無料、または低廉な利用料を設定することが求められていると思いますが、お考えをお伺いいたします。

障害者が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう支援を行うという自立支援法の目的を真に実行させるためには、応益負担の見直しなど、国に法制度の抜本的見直しを求めていくことが急務だと思いますが、同時にサービス後退を可能な限り食いとめるために、地方自治体も利用者負担軽減などの措置を講じることが不可欠だと思います。このことについては、3月議会でも質問をいたし

ましたが、国の一定の軽減策があるので、独自は考えていないとの答弁ですが、国は負担上限、また幾つかの減免措置を講じていますが、介護保険との統合を視野に入れた基準設定がなされているために、高齢者、一般に比べて所得が少ない障害者にとっては負担増は否めません。全国では、独自に利用料の負担軽減を実施している自治体は5月末現在の調べでは8都府県、243市町村にのぼっています。さらに、ふえているのが現状であり、この9月議会に予算措置をする自治体も広がっています。当町でも独自の軽減策を講じるよう求めるものですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 泉議員からのご質問にお答えいたします。

障害者自立支援法の対応についてですが、1点目の利用状況についてですが、3月においては、障害者施設の入所、または通所サービスを利用している方は104名でした。3月までにサービスを利用していた方で、障害者自立支援法施行後の4月以降に既設の通所サービスを利用していない方は5名います。利用していない理由としては、介護保険サービスの利用、一般就労の準備等が理由で、利用者の負担増加によるものでないと把握しております。また、施設入所者では退所した方はおりません。

2点目ですが、ご指摘のとおり判定に使われる質問項目は介護の必要性、つまり介護度を判定するもので、身体障害者と異なり、知的障害者や精神障害者など、見た目には障害の程度がわからない方については正確に判定されないのではないかと不安がありましたが、2次判定において医師の意見書や精神症状、日常生活能力の程度、生活上の障害、あるいは対象者の一般的な生活状況を把握するための概況調査表を踏まえて判定することにより信頼性のある判定結果になると考えております。

また、現行の支援費施設利用者については、経過措置として平成23年度までの間、継続して利用が可能ですし、障害程度区分が低いため施設利用ができなくなる利用者については、利用施設と連携を図りながら制度を活用してグループホームやケアホームの利用や通所系サービス利用を進めていきたいと考えております。

3点目の地域生活支援事業の実施についてですが、必須とされている相談支援事業については、身体及び知的障害者の相談、支援はこれまでどおり障害者福祉施設サン・ワークなど関係機関と協力し、町が主体となって行うとともに、精神障害者については横手市の地域生活支援センターのぞみへの委託を考えております。

コミュニケーション支援事業である手話通訳者派遣事業は、県福祉保健部の派遣事業を活用する予定です。

また、日常生活用具給付事業については、これまでどおり実施していきます。

なお、利用者負担については、他サービスの利用者負担との整合性を図るため1割負担とする予定です。

す。

移動支援事業については、これまでどおりホームヘルプサービスで対応していきたいと考えていますが、社会福祉協議会が行っている移送サービス事業との調整が今後必要になると考えております。

また、新規事業で障害者のデイサービスやボランティア活動支援などを行う地域活動支援センター事業は、町直営では実施施設や職員配置が困難なことから委託の方向で検討中です。

そのほかの事業である訪問入浴サービス、養護学校生徒の放課後支援等である日中一時支援、声による広報読み上げサービス、自動車免許取得や改造助成等もこれまでどおり実施していくほか、新規事業として介護給付支給決定者以外の人について、日常生活に関する支援を行う生活サポート事業も行います。

ただ、スポーツレクリエーション教室、芸術文化講座の開催など、現在実施していない事業については、来年度に向けて検討することにしております。

今までお答えした中で、利用者負担をお願いする事業は、日常生活用具給付のほか、訪問入浴サービス、日中一時支援事業、生活サポート事業、新体系へ移行しないデイサービス施設利用者に対する経過的デイサービス事業ですが、いずれも1割の利用者負担とする予定です。

なお、利用者が最も多いのは日常生活用具の給付ですが、現在のところこのサービスを利用している方で大きな負担の増額となる方はいないものと見込んでおります。

4点目の町独自の支援策ですが、障害者自立支援法においても負担上限額の設定や定率負担の個別減免、食費、光熱水費に対する補足給付、社会福祉法人減免など、低所得者への負担軽減が図られていますので、現在のところは町独自の軽減は考えておりません。まずは、制度運用の推移を見守りたいと存じます。以上で答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 8番 泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 利用料の独自支援ですけれども、3月議会と同じようなことになるわけですが、町長は3月議会でもでしたが、障害者自立支援法そのものが応益負担ということに対して障害者福祉に限らず応益がいいのか、応能がいいのかということは簡単には述べられないというようなご答弁だったと思いますけれども、4月の実施から現在に至る全国の状況では、やはり応益負担により大変な障害者の負担がふえて、多くの障害者団体、国民の要求となっていていろいろ自治体で助成策が進んできていると。

それから、そのことがまた大きな動きとなって、国が今度10月から実施されることになる障害児の施設の利用ですね。その軽減策がもちろんあるわけですが、その軽減策をさらに拡大したということが発表されました。食事代、それから光熱費、そういうことの負担を拡大するということが、利用の軽減を拡大するということが発表されています。だから大きなやっぱり障害者に応益がいかにか負担にな

っているか、当町ではなかなか都会と比べても人数的にも利用者数としては少ないわけですが、いずれこの制度が生活をしていく、普通に暮らしていくという、そういう障害者の生活を脅かすことには変わらないわけですので、ぜひ、同じような答弁だとは思いますが、町独自の支援策というものを検討していただきたいと思います。

障害者にとってはやっぱり健常者と同じ土台に立って普通に生活していくということ、そのことがもう大変な状況なわけで、その自立のためのサービスがお金がかかるということであれば、それはもうそこで差別が生じていることだと思えますけれども、そういうことを考えて町長、いかがお考えでしょうか。その応益負担とのあり方とあわせてですけれども。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 国がこのたびの法律の制定並びに施行に関して、一つの考え方を持って全国的に法律展開を事業展開をされているというふうに理解しておりますので、町として国が考えている趣旨に対する事業展開がまず必要であるというふうに考えております。で、これまでの事業の推進経過を踏まえて、この制度に対する町の評価というのはまだできないというふうに考えておりますので、先ほど答弁いたしましたとおり、制度運用の推移を見守りたいということでぜひご理解いただきたいと思えます。

○議長（伊藤福章君） 8番 泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） いずれ、これから制度が実施されていく中で、いろいろなまた問題が出てくると思えますので、ぜひこの点を今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。

2番目の質問に移ります。

学校給食センターの統一の問題です。

このことについては、昨日の協議会で説明がありましたけれども、質問通告に基づいて質問をいたします。

来年度からの新体制に向けて職員の労働条件や給料など、待遇の後退がないように、ぜひとも体制をとっていただきたいということを求めるものですが、業務の委託先とあわせて、どのような検討をしているのかお伺いいたします。

また、六郷地区の児童・生徒は弁当方式と食缶方式に分かれるわけですが、児童・保護者など、関係者に対する説明などが行われているのか、十分な理解が得られているのか、お伺いいたします。

さらに、給食費についても昨日説明がありましたけれども、景気低迷が続くもとで新たな負担増とならないよう求めるものです。以上についてお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

学校給食センターについてですが、学校給食の調理業務は現在それぞれ千畑ヘルス観光株式会社、六郷学校給食協会、仙南学校給食協会に委託しておりますが、来年度からは新たに仮称ですが、美郷町学校給食協会を立ち上げ、統一してそちらに委託したいと考えております。それに伴う現在の調理職員の処遇についてですが、現委託先との協議を踏まえまして、新委託先として予定される美郷町学校給食協会の雇用条件で採用を検討したいと考えております。また、臨時及びパートの方々につきましては、職員の雇用状況が固まってから検討したいと考えております。

食材の納入方法についてですが、一般食材の加工、冷凍食品については、納入希望の町内、町外業者より登録していただき、見積もり徴取を行いまして、最低価格者より購入いたします。一般食材の野菜、果物、精肉等については、納入希望の町内業者より登録していただきまして、見積もり徴取を行い、価格を決定することとし、購入先については登録業者の輪番制をいたします。

地産地消については、新たに町内の農産物直売所の皆さんが組合等を設立する動きがあるようですので、それが設立するまでは従来同様の方法により納入いただける個人、生産組合、農協より購入することとし、設立後においては組合等と協議してまいりたいと考えております。

なお、新たに立ち上げる美郷町学校給食協会の調理職員の就業規則、給与等については、今後の調整事項ですが、現在、調理員が所属している団体や会社の就業規則、給与等に大きな隔たりがありますので、全体的にバランスをとる観点に留意した調整が必要ではないかと考えております。

次に、配食方法ですが、千畑学校給食センターが弁当方式で供給しており、それに伴い六郷小学校と六郷東根小学校が食缶方式から弁当方式に変更となります。教育委員会では、それぞれの学校のPTA時にこのことを説明申し上げており、さらに7月23日には六郷小学校を会場に2校合同の保護者弁当試食会を実施しております。おおむねご理解いただけたものと考えており、ご意見やご提言を参考に、よりよい給食の提供を目指してまいります。

次に、給食費についてですが、現在、千畑学校給食センターは小学校255円、中学校290円、仙南学校給食センターは小学校260円、中学校295円、六郷学校給食センターは小学校255円、中学校280円です。今後は仕入れ方式の統一、地場産食材の利用、食材の流通価格の動向、必要栄養素の確保など、総合的に考慮し、小学校255円、中学校285円にしたいと考えております。いずれ給食費は食材購入分としていただいております、最終的にすべて児童・生徒の体づくりに還元されていきますので、ご理解願いたいと存じます。以上をもちまして答弁を終わります。

○議長(伊藤福章君) 8番泉 美和子君。

○8番(泉 美和子君) きのうちも質問いたしましたけれども、新協会の設立ということで、その新協会の

中身ということをお伺いしましたら、任意団体ということでしたが、具体的にどのようなことを、どういうやり方、事務局など、どういうふうにしようとしているのか、もしお答えできる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 任意団体ということで、法人格ではないということです。

それから、事務局につきましても昨日の協議会でもお話しさせていただきましたが、今後の検討課題であるということで、まだきちんとした詰めを行っておらない状況ですので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） いずれ、任意団体というは、何と申しますか、表現ちょっとよくわからないんですけども、まるっきりの民間と申しますか、給食業務を一手に引き受けている大手業者みたいな、そういうのではないという、今のような現在のような団体と申しますか、給食協会、そういうふうにご理解してよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 現在、千畑学校給食センターの調理業務は株式会社に委託しておりますが、仙南学校給食センター並びに六郷学校給食センターは任意団体である仙南学校給食協会、それから任意団体である六郷学校給食協会に委託しておりますので、そういった意味での任意団体であるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） いずれ具体的なことはこれからということでありますけれども、何度も言いますが、その処遇について一番六郷の給食協会がなくなるということで、職員がそのことによって労働条件が後退していくことのないように求めるものですけれども、最低現状維持と申しますか、給料とかそれから労働条件の現状維持ができるということを強く求めたいと思います。

最後の質問にいきます。

教育基本法の改正についてお伺いいたします。

小泉内閣が国会に提出した教育基本法改正案はこの秋の臨時国会で継続審議が行われることになりましたが、大きく二つの問題があると思います。

第1は、徳目を列挙し、その中に国を愛する態度を入れていることです。それを学校、子供に義務づけるやり方が盛り込まれていることです。時の政府によって特定の内容の価値観が子供たちに強制されることになり、憲法で保障する思想・良心・内心の自由への侵害が生まれてきます。

第2の問題点は、教育への国の無制限の介入を可能にしていることでもあります。現行の基本法には教

育は不当な支配に服することになく、国民全体に直接責任を負って行われるべきとあります。これは、国家権力による介入を排して、教育をやらなければならないということでもあります。政府案は、「直接責任を負って」を削除し、教育内容へ介入できるようにしようとしています。そこで、教育長にお伺いいたします。

これまで教育基本法を変えなければ当町の教育で「困る」「不十分」ということがあったでしょうか。

国会で日本共産党の志位委員長が「通知表に国を愛する心情を評価している。このことは間違っている」と質問をし、小泉首相が「あえてこういう項目を持たなくてもいいのではないかと答弁をしています。当町で使っている通知表に国を愛する心の評価例があったかどうかお尋ねいたします。

国会審議を通じてなぜ今教育基本法の改定が必要かということが政府案では明確になっていないという批判もあります。憲法改正の先取りとも言われています。憲法と一体となっていると言える教育基本法の改正には慎重に、十分時間をかけて審議すべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

また、教育基本法を変えるために、教育委員会などに説明があり、質問や意見を述べる場があったかどうか、このこともあわせてお伺いいたします。以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 高橋福雄君 登壇）

○教育長（高橋福雄君） ただいまのご質問に対してお答え申し上げます。

我が国の教育基本法は制定されてから半世紀以上がたち、その間教育を取り巻く環境が大きく変わっております。国では新しい時代に対応できるように、基本法の改正が必要であるとしております。

これはいわゆる教育の憲法であり、その例に従って、等しく国全体の教育が育まれるべきであると思います。教育のありようについては、人によって、立場によっていろいろな考え方がありますが、この改正に当たってはより高度で専門的識見のある方々が十分検討された結果でありまして、私ども一町村の教育委員会が論じるレベルの問題ではないと考えております。したがって、この改正の内容について個々に意見を述べることは差し控えさせていただきたいと思っております。

そのような観点から、ご質問の第1点目については割愛させていただきますが、仮に、改正しなければ困ること、あるいは不十分なことがなかったとしても、時代の変化に即応して改正があつてしかるべきと考えます。

次に、第2点目の通知表の件であります。美郷町管内の小中学校では、国を愛する心の評価するような記述はありません。が、しかし、人が人を愛し、家族を愛し、郷土を愛し、国を愛することは人として当然のことと思っております。

次の第3点目であります。議員お考えのとおり、教育基本法は我が国の教育の基本を担うものであ

り、すべての教育法規の基本であります。したがって、慎重には慎重を期して審議すべきものと私も考えております。

最後の第4点目でございますが、教育基本法改正の件について説明や意見の聴取の場があったかどうかということでございますが、国や県から公式なものはございません。ただ、マスコミや第三者機関からのアンケート調査はあったと記憶しております。いずれにいたしましても、教育基本法の改正につきましては、将来に向かって新しい時代の教育理念を明確にし、国の未来を切り開く教育を実現していくために非常に大事な議案でありますので、教育委員会としても今後の動向を注視してまいりたいと思っております。以上、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 愛国心の問題ですけれども、国を愛する心情の問題ですけれども、今人として人を愛する気持ちという、そのことはもちろん大事な当たり前のことですけれども、今政府案で問題になっているのは、そのことを法律に目標として書き込んで、達成を義務づけるということが問題になって、価値観をまず押しつけるということですね。法律にそういうことを書き込めば、それが強制になる。そういうことが問題ということで、そういうところが一番の今教育基本法改訂の中の政府案の問題ではないかと言われていることだと思います。これから、当町の子供たちの教育に本当に直接かかわることですので、これからもぜひ子供たちに配慮した本当に強制ではない思想、信条、教育基本法を今の基本法に本当に基づいた教育が本来しっかりとやられていけば、改訂は必要ないと、こう私は考えるものですけれども、そのことを申し上げて終わります。

○議長（伊藤福章君） これで8番泉 美和子君の一般質問を終わります。